

## 「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」の変更及び 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」について

### 1 「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」の変更

(1) 変更年月日 平成30年3月20日（当初制定：平成25年6月28日閣議決定）

#### (2) 主な変更点

- ・若年者への消費者教育など，社会経済情勢等を踏まえ，国として重点的に取り組むことが求められる課題を「当面の重点事項」として提示し，消費者教育の効果的な取組を推進。

#### <当面の重点事項〔国としての取組事項〕>

##### 1 若年者への消費者教育

- ・成年年齢引下げに向けた検討を踏まえ，学校における消費者教育を推進
  - (1) 学習指導要領に基づく実践的な消費者教育の着実な実施についての周知・徹底，大学等に対する特色ある取組事例・課題等の情報提供及び啓発
  - (2) 教員養成課程や研修等における消費者教育に関する内容の実態把握や情報提供，国民生活センターにおける教員向け研修の活用推進
  - (3) 外部専門家の活用による消費者教育の充実に向けた働きかけ，学校現場と消費行政をつなぐ「消費者教育コーディネーター」の育成及び配置促進に対する支援

##### 2 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進

- ・様々なライフステージに応じ，生涯を通じた切れ目のない学びの機会の提供
  - (1) 消費生活センターを地域における消費者教育の拠点とし，消費者教育の機会の提供を図るとともに，消費者教育の担い手の育成の場として位置づけ，情報提供などの支援を実施。また，多様な主体が連携・協働した体制づくりに向けたコーディネーターの育成・配置促進に向けた支援を実施。
  - (2) 消費者教育の推進に向けて，地域の消費者行政部局と福祉関係部局，地域包括支援センター等の関係機関の連携による「消費者安全確保地域協議会」の構築を促進

##### 3 高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進

- ・インターネットの有用性とともな，セキュリティ・リスクの自己管理や，情報リテラシーの向上に向けた必要な取組の検討・実施。

### 2 若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

(1) 決定年月日 平成30年2月20日（関係4省庁関係局長連絡会議，平成30年7月12日一部改訂）

#### (2) 趣旨

- ・2018年度から2020年度の3年間を「集中強化期間」と位置づけ，若年者への実践的な消費者教育の実施を推進。
- ・平成30年7月12日の一部改訂により，「教員による消費者教育指導力向上のための教職課程，免許状講習及び教員講習に関する取組」を追加。

## <主な取組事項 [国としての取組事項] >

### 1 高等学校等における消費者教育の推進

- ・全国の高等学校における，消費者教育教材「社会への扉（消費者庁作成）」を活用した授業の実施（2020年度までに全国の高等学校等で実施）
- ・実務経験者の学校教育現場での活用（消費生活相談員，弁護士・司法書士，金融経済教育の実務者を外部講師として活用するとともに，消費者教育コーディネーターの育成・配置）
- ・学習指導要領の徹底，教員の養成・研修

### 2 大学等における消費者教育の推進

- ・大学や専門学校等と消費生活センターとの連携，消費者被害防止に関する情報提供・取組の普及啓発
- ・大学や専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し，出前講座等の実施。
- ・大学における講座実施を通じた正しい金融知識の普及

### 3 教員による消費者教育の指導力向上のための教職課程，免許状講習及び教員講習に関する取組

- ・教職員養成課程における消費者教育の内容の充実
- ・現職教員に対する講習，研修における講座の開設数の増加及び内容の充実
- ・各種研修等における外部人材（消費生活相談員，弁護士等）の活用及び育成

### 4 その他

- ・全都道府県及び政令指定都市における「消費者教育推進計画」の策定及び「消費者教育推進地域協議会」の設置
- ・大学等及び社会教育における消費者教育の指針の見直し

## 3 本県における取組状況

### (1) 高等学校等における消費者教育の推進

- ・民法改正に伴い2022年4月に予定される成年年齢の引下げを見据え，県教育委員会及び県内各私立高等学校等に対し，消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業の実施を要請。
- ・平成30(2018)年度においては，全ての県立高等学校（中等教育学校含む）及び私立高等学校の一部にて同教材を活用した授業を実施。
- ・平成31(2019)年度においては，私立高等学校での活用予定学校が拡充するとともに，新たに県内全ての国公立特別支援学校でも同教材の活用することとしており，私立高等学校の一部を除き，県内の高等学校等で広く活用予定。

### <参考> 「社会への扉」の活用実績等

H30（2018）年度 [実績]：県立高校，私立高校9校

H31（2019）年度 [予定]：県立高校，私立高校23校，国公立特支，国立高専

H32（2020）年度 [目標]：県立高校，私立高校32校 [特区を除く全校]，国公立特支，国立高専

**(2) 消費者教育コーディネーターの育成・配置**

- ・消費者教育に関する出前講座（いばらき 暮らしのセミナー）の調整業務を担当する県消費生活センターの行政職員 1 名を消費者教育コーディネーターとして位置づけ。また、県消費生活センターに配置された「消費者教育啓発員（教員OB）」と協力し、主に小中学生を中心とした消費者教育を推進。

**(3) 教員による消費者教育の指導力向上のための教職課程，免許状講習及び教員講習に係る取組**

- ・県教育委員会主催の研修の機会を捉え、消費者教育啓発員により、消費者教育に係る講演を実施。

**(4) 「消費者教育推進計画」の策定及び「消費者教育推進地域協議会」の設置**

- ・茨城県消費者基本計画（第3次）の策定にあたり、「消費者教育の充実強化」に係る部分を「消費者教育推進計画」として位置づけるとともに、県消費生活審議会に「消費者教育推進地域協議会」の機能を付加済み（H25.9.13 審議会決定）。